四　加工施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	[略]	[略]
[ロ～ニ　略]		
[五]　[略]	[略]	[略]
[六]　[略]	[略]	[略]
七　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）[削る。]	[略]	[略]
[八]　[略]	[略]	[略]
[九]　[略]	[略]	[略]
[十]　[略]	[略]	[略]
[十一]　[略]	[略]	[略]

[2～6　略]

7　第一項の表第二号チ及びリ、第四号、第九号並びに第十号の記録の保存期間は、法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第七条の二の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第七条の二の三から第七条の二の八まで　削除

ロ　加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間
[五]　[同上]	[同上]	[同上]
イ　事故の発生及び復旧の時	[同上]	[同上]
[ロ～ニ　同上]		
[六]　[同上]	[同上]	[同上]
[七]　[同上]	[同上]	[同上]
八　第七条の二の二の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	[同上]	[同上]
九　第七条の八の二の規定による加工施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
イ　第七条の八の二第一項第一号に掲げる評価	計画策定の都度	第七項に定める期間
ロ　第七条の八の二第一項第二号に掲げる計画		
[十]　[同上]	[同上]	[同上]
[十一]　[同上]	[同上]	[同上]
[十二]　[同上]	[同上]	[同上]
[十三]　[同上]	[同上]	[同上]

[2～6　同上]

7　第一項の表第二号チ及びリ、第五号、第九号、第十一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第七条の二の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第七条の二の三　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項

二　保安活動の計画に関する事項

三　保安活動の実施に関する事項

四　保安活動の評価に関する事項

五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第七条の二の四　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　加工事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。